

# 県立高等学校普通科の通学区域制度の 在り方について

答 申

平成16年 6 月

県立高等学校通学区域制度検討委員会

1 . 通学区域の現状と課題 -----	2
(1) 経緯と現状	
通学区域制度の目的と役割	
多様化する生徒のニーズ	
新しい時代や社会の変化への対応	
生活圏の拡大	
通学区域をめぐる新しい動き	
まとめ	
(2) 課題と今後の方向性	
教育内容の多様化と主体的な選択の尊重	
学校選択幅の地域格差の是正	
市町村合併の進展に伴う対応	
生徒数の変動への対応	
県民・生徒・保護者の意識	
まとめ	
2 . 通学区域を広げることに伴う問題点の検討 -----	6
(1) 受験競争の激化と学校間格差の拡大	
(2) 遠距離の通学	
(3) 県外への生徒の流出	
(4) 地域等との連携	
3 . 今後の通学区域のあり方 -----	8
(1) 検討の視点	
(2) 区域の拡大	
(3) 区域間交流	
(4) 全県一区	
(5) まとめ	
4 . 必要な対応 -----	11
(1) 特色ある学校づくりの一層の推進	
(2) 入学者選抜の改善	
(3) 各地域の事情等への配慮	
(4) 学校間や地域との連携の推進	
(5) 進路指導等の充実	

## 1. 通学区域の現状と課題

### (1) 経緯と現状

滋賀県の県立高校普通科（全日制）の通学区域制度は、昭和24年の新制高校発足時において、各通学区域に1校ずつの普通科高校がある小通学区域制でしたが、昭和27年9月に「滋賀県公立高等学校通学区域に関する規則」が制定され、（旧）湖南・湖東・湖北・湖西の4通学区域制となりました。

（旧）湖南通学区域においては、当初は普通科高校が3校でありましたが、昭和40年代以降の急速な人口増加に伴い、昭和59年には県内の半数を占める17校となり、当時の文部省が通達で示した「一つの通学区域内に数校」という基準からすると大通学区域化したこともあって、昭和60年度に募集定員の一定の割合を上限に、他の2通学区域からも進学できる交流枠を経過的に設けたうえで、大津・湖南・甲賀の3通学区域に分割し、6通学区域制となりました。

また、地域の状況や過去の進学状況等から、本来の通学区域以外の高校へも進学できる「調整通学区域」が6区域設けられています。

こうした現在の通学区域の見直しの検討にあたって、次のような経緯と現状を踏まえながら議論を進めました。

#### 通学区域制度の目的と役割

通学区域制度は高校教育の普及と機会均等を図ることを目的に設けられました。通学区域があることにより、県内において地域バランスのとれた高校の整備が図られ、特定の高等学校への入学志願者の過度の集中を避けることで、生徒の就学、通学の適正を図ることができるというものです。本県でも各通学区域において、生徒の進学状況などを踏まえながら高校の整備が図られ、昭和27年に38.1%だった高校等への進学率は、平成15年には97.6%に達しています。

このように通学区域制度は、その目的である高校教育の普及と機会均等を図るため大きな役割を果たし、一定の成果をあげてきたといえます。

#### 多様化する生徒のニーズ

高校教育の普及に伴って多くの生徒が高校等に進学するようになる中、今日の複雑・多様化した社会も背景として、生徒一人ひとりの持つ考え方や生き方が多様化し、高校卒業後の進路の状況も変化してきています。

また、生徒の学習に対する目的意識や意欲の不足、中途退学など、様々な問題も顕在化しています。

#### 新しい時代や社会の変化への対応

中央教育審議会第二次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（平成9年6月）は、これまでの教育について「教育における平等を重視し、形式的な平等のみならず結果の平等までも期待した結果、教育システムを画一的なものとして構築したり、これを硬直的に運用するという傾向を生じてしまった」と指

摘し、「形式的な平等の重視から個性の尊重への転換」を打ち出すとともに、生徒・保護者の主体的な選択の尊重を求めています。

また、滋賀県でも県立高等学校将来構想懇話会報告「今後の県立高等学校の在り方について」(平成14年3月)は、自己責任の確立、生徒一人ひとりの個性や能力の伸長などを県立高校改革の基本的な考え方として掲げています。

#### 生活圏の拡大

本県の交通は、近年大きく利便性が向上しています。JR大津・彦根間の所要時間が、「新快速」の運行等により35分となるなど、県内の主要都市の多くがほぼ1時間以内で結ばれています。

平成18年秋には「琵琶湖環状線」が実現し、交通事情は一層改善されることとなります。

広域での県民の動きが日常化するなど生活圏の拡大も見られ、通学区域を越えた移動が以前より頻繁に、短時間で行われるようになっていきます。

#### 通学区域をめぐる新しい動き

近年、単位制の学校や総合学科といった新しい学校・学科の設置など、高校選択をとりまく状況は大きく変化してきています。

こうした中、平成14年1月には地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)の改正により公立高校の通学区域を定める旨の規定が削除され、今後は地域の実情等を適切に反映させつつ、通学区域を設定するか否か、またどのように設定するのかについて、各教育委員会の判断に委ねられることになりました。

#### まとめ

このように、高校教育が普及する中で、教育における個性の尊重や主体的な選択が、より重視されるようになる一方、本県の交通の利便性は向上し、県民の生活圏も拡大してきています。

こうした中、地教行法の改正により、通学区域を定める旨の規定が削除されるなど、通学区域をめぐる状況は、大きく変化してきています。

このような点を踏まえ、本県の現状に照らし、より適切な高校選択や通学区域制度のあり方について、検討すべき時期に来ていると思われまます。

## (2) 課題と今後の方向性

以上のような状況をもとに、今後の通学区域の課題や求められる方向性について、次の各点から検討しました。

#### 教育内容の多様化と主体的な選択の尊重

通学区域制度は、高校教育の普及と機会均等を図ることを目的に設けられました

が、今日、中学校卒業者のほとんどが高校等に進学するようになるなど、その成果は定着してきたといえます。

こうした中、今日においては、次代の湖国を担う子どもたちが、それぞれの夢を実現し、地球規模で展開する21世紀の社会を支えていくために、個性や創造性、自ら学ぶ意欲を育み伸ばすとともに、社会の変化に主体的に対応できるよう、心豊かな人間性や責任感、使命感をもったたくましい人間を育てることが求められています。基礎的・基本的な学習や、より発展的な学習、職業教育、体験的な学習など、多様な生徒のニーズに対応し、個性や能力を伸ばしていくために、多様な教育内容を提供する学校づくりを進めることが必要です。

本県においては、専門学科や総合学科における特色・魅力づくりとともに、普通科高校においても特色あるコースや類型の設置、総合選択制の導入、大学との連携など、様々な取り組みを進めていますが、今後、一層思い切った特色化の取り組みを進めることが求められています。

このような中において、通学区域制度が現在のままでは、学校の特色化が進んでも、生徒は限られた範囲からしか学校を選ぶことができないことが課題となります。

そこで、生徒の多様な学習ニーズに対応するとともに、自ら学ぶ意欲を育て、進む道を主体的に選び取り、将来において自己実現を図っていくことができる力を育てていくために、生徒のニーズに応える多様な学校について、できるだけ広い範囲から自由に選択できる仕組みづくりが必要となります。

また、学校選択幅の拡大は、各学校において生徒、保護者から選ばれる学校づくりを進めようという意識を高め、特色ある学校づくりなどが一層進むことも期待できます。

#### 学校選択幅等の地域格差の是正

本県では、各通学区域において生徒数に応じ高校の整備を進め、適切な定員が確保されており、1通学区あたりの公立高校全日制普通科の数は平均6校で、ほぼ全国なみとなっています。

しかし、市町村ごとにとみると、大津・湖南・甲賀の3通学区間交流も含めた場合、選択できる学校が最も多いところで19校（13市町）に対し、少ないところでは湖西通学区の2校（6町村）と大きな差があります。

このような格差のために、生徒・保護者の居住する地域によって、選べる学校の数が大きく異なっていることが課題となっています。

そこで、選択できる学校が少ない地域において学校選択幅を拡大するなど、できるだけ早く適切な対応を図り、改善する必要があります。

#### 市町村合併の進展に伴う対応

本県では市町村合併に向けた動きが進展しており、法定合併協議会が10地域に設置され、県内50市町村のうち41市町村がいずれかの協議会において、合併に向けた議論を進めています。早いところでは平成16年10月が合併期日となっています。

このような市町村合併の進展の中で、現在調整通学区域である町が、他の市町と

合併することが予定されているケースがあり、この場合、現行の通学区域のままでは、合併後の新市の中でも地域によって選択できる高校が異なるところが出てくるため、不公平感を招きかねないことが課題となります。

そこで、現在の通学区域を維持した場合には、このような不都合が考えられることも踏まえ、適切に対応していく必要があります。

#### 生徒数の変動への対応

今後の中学校卒業生数は、県全体では減少したあと平成21年を底に増加または横ばいに転じると予測されます。

しかし、通学区域別に見ると湖南においては平成19年から増え始める一方、甲賀、湖西では減少し続けるなど、地域によって傾向が異なります。

このような状況の中、地域によっては、高校が受け入れることができる生徒数と実際の生徒数の間に、過不足が生じるおそれがあることが課題となります。

そこで、対応策の一つとして、例えば、高校が受け入れることができる生徒数が不足している区域の隣に、比較的余裕のある区域がある場合、区域の境を取り払い、相互に通学できるようにすることが考えられます。通学区域を拡大することによって、このように過不足を緩和し、今後の生徒数の変動に円滑に対応できることが期待できます。

#### 県民・生徒・保護者の意識

県教育委員会が実施した「県立高等学校通学区域に関する県民意識調査」(以下「意識調査」という。)によると、調査対象である「一般」「中学生」「中学生保護者」「高校生」「高校生保護者」のいずれにおいても、拡大方向での変更を選んだ人が5割程度を占め最も多く、現状維持を選んだ人は2～3割台に留まり、「縮小」は1割未満、「わからない」は1割前後という結果でした。

また、拡大の理由としては、「選べる学校の数が多い方がよいから」が最も多く、「学校選択幅」という要素が重視されていることがわかりました。

一方、通学区域別で見ると、調査対象によっては、拡大方向での変更より現状維持が多いところも見られます。

こうした県民の意識も十分に踏まえ、対応する必要があります。

#### まとめ

以上のようなことからすると、生徒の多様な学習ニーズやより主体的な高校選択に対応するため、学校選択幅の拡大が求められているといえます。

また、選択できる学校数の地域格差を是正する必要がある一方で、生徒数の推移や市町村合併への動きなどからしても、通学区域を現在より広げる方向で見直す必要があると考えられます。

なお、意識調査の結果も、「拡大方向での変更」が約半数を占め、こうした方向性が多くの県民の意向と一致していることを示していますが、各通学区域による事情の違いにも一定の配慮が必要です。

## 2. 通学区域を広げることに伴う問題点の検討

通学区域を広げる方向で見直しする場合、その問題点についても十分に検討する必要があります。県立高等学校将来構想懇話会報告（平成14年3月）は「通学区域制度の廃止や変更は、メリットもある一方で、デメリットがある」「地域によってその現れ方に違いがある」と指摘しています。

また、公立高校の通学区域を定める旨の規定を削除した地教行法の改正にあたっての、国会の附帯決議において、受験競争の激化や学校間格差の拡大を助長することがないよう努めることや、地域社会の意向等地域の実態を十分踏まえることが求められています。

さらに、当検討委員会において関係団体から意見を聞いたところ、市長会および町村会の代表からは、「時代にふさわしい自己責任による学校選択幅の拡大を重視すべき」として、全県一区が望ましいとする意見を、一方、教職員団体の代表からは「受験競争の激化や学校の序列化を招く」として、通学区域の見直しを急ぐのではなく、高校教育制度全体の中で慎重に検討する必要があるとする意見をいただきました。

そこで、こうした通学区域を広げることに伴う問題点について、検討を加えました。

### (1) 受験競争の激化と学校間格差の拡大

通学区域が拡大された場合、学校選択幅が拡大する反面、受験競争が激化し、学校間の格差を助長するのではないかと指摘があります。受験競争の激化では、特定校への志願集中などにより、不合格者が増えることや、このために受験準備の負担が過重になるのではないかとされています。また、学校間格差では、入学者の学力による学校のランク付けにつながり、いわゆる序列化が進むことで、学力面など課題の多い学校において、さらに状況が難しくなるのではないかと心配されています。

これについては、現在でも入試においてある程度の競争はありますし、また、適度な競争は、生徒がお互いに良い刺激を受け、意欲を持って努力することで、全体としてのレベルアップにつながり、一定必要といえます。意識調査の結果でも、受験競争について「適度な競争は必要」という理由から通学区域の拡大変更を選択した人が、一般県民や保護者で多くなっています。

また、意識調査では、高校選択に当たって重視する点として「中学での成績やテストの点数など、学力レベルにあっている」を選んだ人が多く、通学区域が拡大されても、生徒は自分の学力なども踏まえながら、適切に進路選択を行うものと期待されます。

さらに、全県一区をすでに導入している他県においても、必ずしも特定校に志願が集中する状況にはありません。

次に、学校間の格差の問題については、生徒を単一の尺度で評価するのではなく、各高校において個に応じたきめ細かな指導を行うことにより、将来の自己実現に向けて進んでいけるよう、対応していくことが必要です。

一方、生徒が自分にあった「行きたい学校」を適切に選択することができるよう、生徒の多様な能力を適切に評価する入試方法の改善も必要になります。現在、県内には、各通学区域に進学などの生徒のニーズに応える中核的な学校がありますが、より多くの生徒の個性や能力を伸ばしていけるよう、特色ある学校づくりの一層の推進も

求められます。

また、意識調査の結果では、高校選択にかかる情報を中学の進路指導で入手している人が多く、進路指導の一層の充実なども必要です。

## (2) 遠距離の通学

通学区域が拡大されると遠距離通学者が増え、それにより通学時間や通学費用の負担が増大するのではないかという指摘があります。通学が長時間になることで部活動等が制約され、ゆとりのある高校生活が阻害されたり、交通費の負担が増えることに伴い、家庭の経済的な条件等によって通学をあきらめざるをえない生徒がでてくることなども心配されます。

これについては、通学区域が拡大されると、学校選択幅は広がりますが、誰もが遠距離通学をしなければならないわけではありません。

意識調査でも、今後の通学区域のあり方について選んだ理由として「通学時間（費用）」をあげた人は、「学校選択幅」などに比べ少なく、この問題がそれほど重要視されていないことを示す結果となっています。

さらに、現在、全日制高校に通う生徒全体の3割が専門学科や総合学科の生徒ですが、これらの学科や平成15年度にスタートした併設型の中高一貫の県立学校は通学区域が全県一区です。こうした全県一区の学校においても、実際には地元地域から通う生徒が多くなっています。近い学校、通いやすい学校ということが、高校を選ぶ際の大きな基準の一つとして考慮されていると思われ、通学区域が拡大されたときに、遠くから通う生徒の数が大幅に増えるとは考えにくい状況です。

一方、現在の通学区域を越えた通学については、近年、県内の交通は利便性がかなり向上しており、通学による時間的な負担が、以前より軽減されている地域も多くなっています。

今後も、各学校の一層の特色化、適切な進路指導や定員管理などの対応が大切です。また、遠距離通学の過重な負担への対応についても検討していくことが求められています。

## (3) 県外への生徒の流出

通学区域の拡大に伴い、県外の私学への進学者が増え、いわば生徒の県外流出のような事態を心配する意見もあります。本県は、県内の公立高校と私立高校の定員の割合が平成14年度で公立85.3%に対し私立14.7%と、全国で3番目に公立の比率が大きい県です。このため、通学区域の拡大により特定の公立校に志願者が集中し、不合格者が増えた場合、併願した県外、特に京都の私学への進学者が増えるのではないかという指摘があります。

確かに、県内の高校を希望しながら県外へ進学する生徒が大幅に増加するような状況は、望ましいとは言えません。

これについては、高校等への進学者に占める京都私学進学者の割合は、昭和59年度の4.4%から平成15年度の5.0%へと近年やや増えており、現在の通学区域のままでも、県外私学に魅力を感じる人が多くなれば、増えていくかもしれません。



一方、通学区域を拡大した場合、県立高校の選択幅が拡大するので、これまで県外私立高校を選んでいた生徒も、より広い範囲から県立高校を選択できるようになり、県内にとどまることも期待できます。

また、通学区域が拡大し学校選択幅が広がれば、学校において生徒、保護者から選ばれる学校づくりを進めようという意識が高まり、特色・魅力ある学校づくりが一層進むことも期待できます。

このように、県外への生徒の流出に関しては、私立高校を含む県内の学校が、特色・魅力づくりに一層努め、本県の高校教育全体の質の向上を目指すことが大切です。

#### (4) 地域等との連携

通学区域が広がることで、高校と地域、あるいは地元中学校との連携が図りにくくなるという指摘があります。生徒の通学範囲が広がれば、生徒の出身の地域や中学校は多様になり、中学校や地域との関係は薄くなるのではないかと心配されます。

これについては、高校には現在でも、中学校や小学校に比べ、かなり広範囲から生徒が通っています。専門学科や総合学科など、通学区域が全県一区の学校もあります。その中においても各学校では、学校開放講座や学校評議員制度、その他様々な地域連携の取り組みにより、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進しています。

これからも高校の側から地域に働きかけ、積極的に関係を創りあげていくことで、通学区域が拡大した場合も地域との連携を一層図り、地域に根ざした高校づくりを目指す必要があります。

また、生徒の出身中学校が広範囲に及ぶことにより、中学校との連携による生徒一人ひとりに応じたきめこまかな指導が難しくなることも考えられます。より広い範囲において高校と中学、関係機関が、密接に連絡をとりあうことができる仕組みづくりが求められます。

こうした対応を図りながら、幅広い地域から生徒が集まることにより、生徒がお互いに良い刺激を受けて切磋琢磨し、一段と成長する機会が得られるような学校づくりを進めていく必要があります。

### 3. 今後の通学区域のあり方

以上のような検討から、新しい時代を切り拓く滋賀の子どもたちの自ら学ぶ意欲を育て、個性、能力を伸ばしていくためには、実施に伴う問題点を考慮してもなお、通学区域を拡大する方向で変更することの方が望ましいと考えられます。

また、拡大に伴う問題点については、適切な対応を図ることが必要といえます。

こうした認識を踏まえ、次に具体的な拡大の方法について考察しました。

#### (1) 検討の視点

学校選択幅の拡大にあたっては、各生徒が個性と能力を伸ばすことができるよう、県内のどの地域に居住していても可能な限り平等に学校を選択でき、県民にとってわかりやすく納得のいく通学区域制度とすることが求められます。

そこで、以下のような視点で各方法について比較しました。

- イ．県内のどの地域においても、学校選択幅が実質的に拡大するよう配慮する。現行制度で通学できる学校に、変更後の制度で行けなくなることがないようにする
- ロ．居住地域の違いによる、選択できる学校数の格差については、可能な限り縮小する
- ハ．生徒・保護者にとって、できるだけ簡明で合理的な通学区域制度とし、不平等感が生じないように配慮する

## (2) 区域の拡大

現在の通学区域をいくつかにまとめるなどして拡大する方法は、現状と比べた拡大の程度が全県一区よりも小さいので、その影響は比較的緩やかです。

しかし、新しい通学区域の境界付近においては、より近い学校があるのに隣の通学区域であるため、これを選択できない等の制約が残ります。

また、市町村合併で調整通学区域を含む新市が誕生したとき、市内を旧市町域で区切り、異なる取扱いをするのか、新市全体を調整通学区域とするのが問題になります。

市内を区切った場合には、同じ市内に居住しながら選択できる学校が異なることになり、不満や不公平感が生じるおそれがあります。そこで、新市全体を調整通学区域とすると、調整通学区域はかなり広域化し、その地域からは隣接通学区域の学校に通えるのに、その逆は認めないという例外的で不均衡な取扱いが拡大してしまいます。

こうした点を解決するには、新たに調整通学区域を設けたり、調整通学区域同士の相互交流を認めたりすることが必要になりますが、例外的な取扱いがさらに増え、複雑な制度となることは避けられません。

また、現在の通学区域を単位とするのではなく、新しい区域を設定する方法では、なぜそこに境界を設定したのかについて、合理的な理由を見いだすことが困難となることも考えられますし、新たに設定された境界により、以前通学できていた学校に、行けなくなる地域が生じる恐れもあります。

## (3) 区域間交流

通学区域はそのままにして、区域間での交流を認める方法では、大きく分けて、定員の一定割合についてのみ区域外からの通学を認める制限付きの交流と、そのような制限のない隣接通学区域間の自由な交流の、2つの方法が考えられます。

こうした方法では、拡大の程度が全県一区に比べると小さいので、その影響は比較的緩やかです。また、区域の拡大のように、通学区域の線引きについて検討する必要はありません。

しかし、制限付きの交流では、同じ学校を志望する生徒について、区域内と区域外のいずれに居住するかによって、異なる入学定員が最初から設定され、このため、合格の難易度に差が生じるなど不公平感が広がる恐れがあります。

一方、制限のない隣接通学区域間の交流では、隣接通学区域以外には通学できません

んが、交通の利便性が向上した今日において、隣接通学区域以外でも比較的短時間で移動可能なところも少なくありません。交流を隣接通学区域に限定する十分な理由と必要性は、見だしにくいと思われま

#### (4) 全県一区

全県一区とする方法では通学区域による制約が全くないため、県内のどの地域においても学校選択幅を格差なく、かつ最も広くすることができます。調整通学区域や交流枠も不要となり、市町村合併との関係でも問題は生じず、単純でわかりやすい通学区域制度となります。

その反面、受験競争の激化と学校間格差の拡大など、通学区域の拡大に伴う問題も生じやすいといえます。また、現在の通学区域制度と比べて大きな見直しとなることから、その影響により生徒や保護者の不安や混乱を招かないよう、十分な対応策をとる必要があります。

#### (5) まとめ

以上で検討したように区域の拡大と区域間交流は、いずれも難しい問題点を含んでいます。区域の拡大においては、現在よりは広がるものの、通学区域は残ります。区域間交流では、他の通学区域にも通学できますが、交流枠や隣接通学区域に限るなど、一定の制約があります。このように学校選択幅を拡大しつつ、一定の制約は設けることにより、市町村合併に伴う調整通学区域の取扱いの問題など、制度としての合理性に疑問が残り、県民の不公平感を招くなど混乱が生じる恐れもあります。

学校選択幅の拡大は、自由で主体的な選択により、生徒の多様な個性と能力、意欲を伸ばすことを目的としており、(1)のイ、ロ、ハに掲げる視点に照らすと、通学区域のあり方については、学校選択の幅を可能な限り広くし、生徒の多様な学校選択に 대응することが必要です。

こうしたことからすると、今後、必要な対応を図り高校教育の機会均等にも引き続き一定の配慮をしながら、居住地による学校選択の制約を全て廃止し、全県一区とすることが最も望ましいと考えます。

#### [実施時期]

通学区域を全県一区とするにあたっては、必要に応じた周知期間を設け、関係者への十分な説明を行うとともに、「4. 必要な対応」の提言に沿って問題点の改善に努め、生徒・保護者に混乱が生じないように十分に配慮しながら、できるだけ早く適切な時期を設定し実施する必要があります。

なお、全県一区の実施時期を明らかにしたうえ、それまでの当面の措置として、市町村合併により市町村境が変更となった場合も、生徒・保護者への影響を抑えるため、調整通学区域を含む各通学区域は現状のままで変更せず、旧市町村域で指定するのが適当と考えます。

## 4. 必要な対応

通学区域制度は、高校教育のみならず学校教育全体の取組と密接に関係するもので、教育行政全体の中で適切に位置づけ、中途退学や就職等卒業後の進路、生徒のニーズの多様化など、様々な問題、課題への対応を図るための諸施策と関連をもたせつつ実施していくことが求められています。

また、あわせて、生徒一人ひとりの意欲や能力、個性を伸ばす教育を実現するため、高校教育改革にかかる施策を今後も着実に推進する必要があります。

本県では、滋賀の21世紀の新たな展望を切り拓いていくために「滋賀県中期計画」（計画期間：平成15～19年度）を策定し、県政の5つの基本方針のひとつに「子どもの瞳輝く「教育熱心県」づくり」を掲げており、その推進が図られています。また、高校教育改革について、県立高等学校将来構想懇話会報告に基づき、県教委において具体的な施策等の検討が進められています。

こうした高校教育改革にかかるビジョンを今後着実に推進し、単に通学区域制度を変更するにとどまらず、滋賀の高校教育のあるべき姿を実現していくことが求められています。

その中でも特に、通学区域制度の変更に伴い、下記の点について十分に配慮し、必要な対応をとるよう強く求めます。

また、こうした取り組みを着実に進め、通学区域制度の円滑な移行を図るため、必要な施策や事業を計画的に実施する必要があります。

実施にあたっては、県の行政評価のシステムの活用も含めて、進行状況を的確に管理し、県民に公開し説明する必要があります。

### (1) 特色ある学校づくりの一層の推進

特色ある学校づくりについては、これまで普通科高校においても、英語、体育、音楽といったコースや類型の設置、幅広い科目から興味・関心、進路希望等に基づいて科目選択を行う「総合選択制」、英語教育を重点的に行う学校を指定する「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール」など国の研究指定校制度の活用、「確かな学力向上プロジェクト」など県の研究指定校制度の充実、2学期制の導入や1単位時間の弾力化、学校設定教科・科目の開設などの工夫が進められていますが、通学区域の拡大に伴い、特定校への志願集中や学校間格差の拡大を助長しないよう、生徒から選ばれる、魅力ある学校づくりをより進めることが必要です。

生徒の意欲、能力、個性、目標にあった、一人ひとりが伸びる教育の実現に向けて、適切な学校規模を確保し学校の活力を維持しながら、全ての県立高校で特色化を図ることができるよう支援するとともに、現在の制度等にとらわれることなく、学科の再編や全日制高校への単位制の導入の検討など思い切った取り組みを進めることも大切です。基礎的・基本的な学習の充実、「わかる授業」の工夫、就業・福祉・地域活動・ボランティア等の体験的な学習などの推進、大学への進学や職業教育などへの対応をさらに図る必要があります。

発展的な内容を積極的に取り入れたり、習熟度別の指導を実施するなど、生徒の優れた能力を一層伸長する学校づくりを進めることも必要です。

また、高校生が大学の講義を受け、単位として認定するなど高大連携の一層の推進や各種資格取得支援、外部の人材の講師等としての積極的な活用、魅力ある部活動の実現など多様な方法により、生徒の視点に立った取り組みを一層進めていくことが大切です。

さらに、少人数指導等の充実を図るとともに、学級定員の弾力化や学校適応を推進する教育機能の充実などについても検討し、生徒一人ひとりの学力や個性に応じたきめ細かな指導を行うとともに、特色化に向け必要な人的・物的措置を、生徒や学校の実態に応じ重点的に行うなど、すべての生徒が生き生きと学校生活を送ることができるよう対応することが必要です。

学校独自の創意工夫が生かせるよう、校長の裁量権限の拡大や学校の意向が一層反映できる方策などについて検討する必要があります。

こうした学校の特色に関する確かな情報に基づき、生徒・保護者がしっかりとした学校選択をできるよう、学校評価や情報公開、ホームページ等も活用した積極的な情報発信を進めるなどの取り組みが必要です。

## (2) 入学者選抜の改善

高校の入学者選抜については、これまでも推薦入学者選抜の拡大や傾斜配点などの多様な選抜方法の実施、志願変更や二次募集、自己申告書の制度の導入など、様々な改善が行われてきました。通学区域の拡大が行われた場合、生徒の多様なニーズや主体的な学校選択に対応するために、選抜方法を一層工夫し、能力・適性について、より多角的で公平な評価を行うことなどが必要です。

また、進路変更などに対応できるよう、転・編入等の円滑化や要件の緩和についての検討も必要です。

## (3) 各地域の事情等への配慮

意識調査の結果では、拡大方向での変更を選んだ人が全体では5割程度を占める一方、通学区域別では、調査対象によって「現状維持」を選んだ人の方が多いところもあり、地域によって多少異なる傾向が見られました。

これは、通学区域が拡大された場合、各通学区域の高校における過去の進学動向などの事情から、地域によって比較的生徒の流入の多いところや流出の多いところなど、様々な違いが生じることが予想されていることによると考えられます。

こうしたことによる生徒への影響を緩和し、高校教育の機会均等を図るため、今後も引き続き、生徒数や志望動向を踏まえるとともに、県内の私学との関係や各地域の事情にも配慮した適切な定員の設定などに努めることが必要です。

また、遠距離通学の過重な負担に係る方策のあり方も、検討する必要があります。

## (4) 学校間や地域との連携の推進

高校と中学校との間で、一層の連携を図ることにより、一貫性のあるきめ細かな指導や、多様な選択に対応した特色ある学びの場を提供する必要があります。

このため、学校評議員制度の活用や学校評価の実施、学校情報の提供、高等学校等

開放講座の開設など、地域に開かれた信頼される学校づくりが進められていますが、今後もこうした取り組みを進め、地域の声を学校運営に生かしていくことが必要です。

また、地元の人材を外部講師等として活用するなど、地域との連携を強め、地域に根ざした学校づくりを一層進めることが必要です。

さらに、高校と中学校、関係機関がより広い範囲において情報交換等ができる仕組みづくりも必要です。

#### (5) 進路指導等の充実

学校選択幅の拡大に伴い、生徒一人ひとりが個性や目的、進路などに応じ、より適切に学校を選択することが求められます。

そのため、生徒が自分の能力・適性や興味・関心等を踏まえ、将来の自らの生き方を十分考えながら、適切な進路選択ができるよう、小学校から発達段階に応じて、将来の進路における目的意識の育成や職業に関する教育が大切です。

今後はこうした取り組みの充実を図り、生徒の進路選択能力の一層の育成を図ることが重要です。

また、中学校の進路指導においては、高校と中学校のより広域での情報交換を進めるなどして、高校の教育課程や教育活動の特色等の情報を的確に入手し、生徒や保護者に提供することが必要です。

さらに、高校においても、学校説明会や、学校体験などのオープンスクールの開催等により、授業や学校生活について理解したり、体験や見学をしたりして、進学にあたっての参考とできる機会を一層充実させ、より効果的なものになるよう、工夫することが必要です。

(写)

滋高通委第 11号  
平成16年(2004年)6月30日

滋賀県教育委員会教育長 斎藤俊信 様

県立高等学校通学区域制度検討委員会  
会 長 藤 田 弘 之

県立高等学校普通科の通学区域制度の在り方について(答申)

平成15年(2003年)6月26日付け滋教委総第655号で諮問のあったこのことについて、県民意識調査の結果をはじめとする通学区域に関する資料や関係者の意見などに基づき詳細な検討を行った結果、次のような結論に達したので答申します。